

項目	意見の概要	対応	市の考え方
1 手数料について	<p>手数料の徴収に反対する。</p> <p>そもそも、本件条例案の前提となる行政不服審査法は、行政庁の違法、不当な処分等に対して、国民が不服申立てをすることができる制度を定めたもので、「<u>国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保すること</u>を目的」としている。このような、民主主義社会における基本的な目的を達成するための経費は、公費で負担されるべきである。</p>	C	<p>行政不服審査法第38条第4項及び第78条第4項の規定により徴収することとされている手数料について、地方公共団体においては条例で額を定めることとされており、このことについて規定するものとなります。</p>
	<p>「(1) 趣旨」</p> <p>行政不服審査法の条文記載だけでは、改正の趣旨が判りづらいが、「法」を「条例」と読み替え結局、手数料を納めなければならないとの「法」に合わせ手数料金額の「条例」を制定するものであるようだ。</p> <p>法治国家である以上、法に従わざるを得ないので反対は意味をなさない。</p> <p>ただ、手数料の金額は、法で規定がないので各自治体において「条例」で規定するのなら、出来るだけ少額若しくは、「資力により減免する」との措置を講じている様に、無料も可能であるのなら、無料が希望である。</p> <p>情報公開条例の一部改正骨子(案)での意見同様、市長が行う市営運営に市民が不信感を抱かず、市長が常に行政運営に不服が生じないように行政運営をされ、市民から行政不服が出ないことを願う。</p> <p>伊藤市長が、積極的に市民に情報を公開され、多くの市民からの信頼を得られます様な市政運営に尽力されます様、心から願っております。</p>	C	<p>手数料の徴収は法で規定されたものであり、金額については写しの交付にかかる実費部分を徴収させていただく金額として考えております。</p>
	<p>「提出書類等の写し」について、瀬戸市は市民団体に対して、審査請求者に処分庁が弁明書を送付する際に添付する文書に、審査請求者が過去に受けた行政処分の文書が含まれる場合、すでに審査請求者はそれが交付され、保有しているはずなので、同じ文書を再度無料で交付することとはせず、審査請求者が必要であれば、有料で写しを交付することとするものと説明した。</p> <p>しかし、処分庁が弁明書に添付した行政処分に係る文書が、審査請求者が過去に交付された行政処分の文書と全く同じものであるかどうかを審査請求者が確認しなければ、適正な手続きは保障されないものであり、写しの交付が有料化されるのは、適正な手続きを妨げるものとなる。</p> <p>私が過去に瀬戸市ではない行政機関による情報公開一部不開示処分に対して審査請求を行った際、処分庁が弁明書において、開示請求対象文書について誤った記載をしていたため指摘したところ、訂正を行ったことがあった。処分庁もミスをする場合はあるため、弁明書添付文書が審査請求者に対して過去になした行政処分の交付文書であるとしても、それが正しく添付されているかどうかを確認する必要がある。その確認のために写しの交付が有料となるのは、不適正な手続きの是正の機会を狭めるものである。</p> <p>「提出書類等の写し」の交付は従来通り、審査請求者にコピー代実費の負担をさせないよう強く求める。</p>	C	

項目	意見の概要	対応	市の考え方
2 進 め 方 ・ ス ケ ジ ュ ー ル に つ い て	<p>「交付手数料について定める必要があるため、この条例を制定する」として市民意見を募集しています。しかしこれだけの説明ではなぜこの条例を制定する必要があるのかは全く説明されておらず理解することが出来ません。この条例を制定することで行政運営がどのように変化し、市民生活にどのような影響があり、変化することになるのが市民にわかりやすく説明し理解出来るようになるべきである。</p> <p>瀬戸市パブリックコメント手続に関する要綱では「市民の政策形成プロセスへの参画を図り市民と行政との協力体制のもと本市の永続的な発展に寄与することを目的としてパブリックコメント手続を実施する」としています。この要綱の目的が実現されるよう当条例の趣旨、目的・概置、その他市民が理解するために必要な事項を記載した資料を添付して再度パブリックコメント募集手続を行って下さい。市当局の既に用意した結論ありきのパブコメ手続は市民参加や市民と行政との協力体制のもと本市の永続的な発展に寄与するものにはならない。</p> <p>本件「条例骨子(案)」について、以下のように説明(?)・記載されている。瀬戸市は、これを通して理解できる市民がどれほどいると、考えているのか。「法第38条第6項」等の説明も一切ない。これで、「理解せよ。」と言うのか。「分からなければ、自分で調べよ。」という姿勢ではなく、<u>市民への丁寧な説明の機会を持つべきである</u>。そして、その後パブリックコメントを実施すべきである。よって、本件パブリックコメントを含む条例制定スケジュールを一旦中止、再検討するよう要求する。</p>	C	<p>行政不服審査法第38条第4項及び第78条第4項の規定により徴収することとされている手数料について、地方公共団体においては条例で額を定めることとされており、このことについて規定するものとなります。</p> <p>手数料の徴収は法で規定されたものであり、金額については写しの交付にかかる実費部分を徴収させていただき金額として考えております。</p> <p>なお、条例改正に係るスケジュールについては変更することは考えておりません。</p>
	<p>瀬戸市行政不服審査関係手数料徴収条例骨子(案)では、「瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会等において、行政不服審査法に基づき、審査請求が係属している事件に係る提出書類等の写しの交付手数料について定める必要がある」としている。審査請求は、市民の重要な権利行使であり、その中で写しの交付が有料化するという提案であるため、情報公開・個人情報保護制度の運用の重要事項であることから、本件について瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会の調査審議は不可欠である。</p> <p>本案については、まずは専門的知見を持つ瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行い、答申を得た上で条例案等を市民に対し提案すること。</p>	C	<p>行政不服審査法第38条第4項及び第78条第4項の規定により徴収することとされている手数料について、地方公共団体においては条例で額を定めることとされており、このことについて規定するものとなります。</p> <p>手数料の徴収は法で規定されたものであり、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することは考えておりません。</p>
	<p>本骨子案の説明を読んでも、一般市民には「提出書類等の写し」とは具体的にどのような文書なのかかわからず、なぜそのコピー代実費が新たに徴収されることになるのか、その理由、必要性もわからない。「提出書類等の写し」とは具体的にどのような文書なのか、そして、なぜそのコピー代実費の徴収が新たに必要となるのか、その理由、必要性についていねいに説明をした上で、パブリックコメント募集をやり直すよう求める。</p>	C	<p>手数料の徴収は法で規定されたものであり、パブリックコメント手続きを再度実施することは考えておりません。</p>

項目	意見の概要	対応	市の考え方
	<p>瀬戸市は現在、瀬戸市情報公開条例一部改正骨子(案)、瀬戸市個人情報保護法施行条例骨子(案)、瀬戸市行政不服審査関係手数料徴収条例骨子(案)について市民意見を募集するとホームページで公表している。これらは全て市民に対する説明会を一度も開催することなく、ホームページで意見の募集を始めている。</p> <p>「瀬戸市パブリックコメント手続に関する要綱」とその解説によれば、政策等の案を公表するときは、当該政策の案を市民が理解するために必要な事項を記載した資料を添付するものとするとしている。必要な事項とは、政策等を検討する際の論点がわかる事項として、政策等の「内容」「現状の課題認識」「費用対効果」等を指すとされている。</p> <p>また、『「その他市民等が容易に入手できる方法」とは、策定等した担当部署の窓口での貸与、策定等した担当部署以外の窓口での閲覧・配布・貸与、報道機関への発表等による広報等をいう。』ともされている。</p> <p>今回の市民意見募集については、瀬戸市パブリックコメント手続要綱に定められているような市民への広報、周知は行われず、市民が理解することができるような必要な事項が記載された資料は十分には示されていない。形式的でアリバイ作りのようなパブリックコメント募集となっており問題である。市民が当該案を理解することができる十分な資料を添付した上で、市民意見を再募集すること。</p>	C	
	<p>瀬戸市行政不服審査関係手数料徴収条例骨子(案)は、条例制定の趣旨・目的が不明であり、条例制定の必要性が不明である。条例制定の趣旨目的及びその必要性について、市民に説明した上で、市民意見の募集をあらためて行うこと。</p>	C	